

静岡県人事委員会は、単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則 7-1162

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（静岡県人事委員会規則 7-632）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(加算額等)	(加算額等)
第4条 (略)	第4条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 給与条例第11条の5第2項等の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	3 給与条例第11条の5第2項等の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 100キロメートル以上150キロメートル未満 <u>6,000円</u>	(1) 100キロメートル以上150キロメートル未満 <u>8,000円</u>
(2) 150キロメートル以上200キロメートル未満 <u>7,750円</u>	(2) 150キロメートル以上200キロメートル未満 <u>10,000円</u>
(3) 200キロメートル以上250キロメートル未満 <u>9,500円</u>	(3) 200キロメートル以上250キロメートル未満 <u>12,000円</u>
(4) 250キロメートル以上300キロメートル未満 <u>11,250円</u>	(4) 250キロメートル以上300キロメートル未満 <u>14,000円</u>
(5) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>13,000円</u>	(5) 300キロメートル以上500キロメートル未満 <u>16,000円</u>
(6) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>20,000円</u>	(6) 500キロメートル以上700キロメートル未満 <u>24,000円</u>
(7) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>26,000円</u>	(7) 700キロメートル以上900キロメートル未満 <u>32,000円</u>
(8) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>33,000円</u>	(8) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 <u>40,000円</u>
(9) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>38,000円</u>	(9) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 <u>46,000円</u>
(10) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 <u>43,000円</u>	(10) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 <u>52,000円</u>
(11) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 <u>48,000円</u>	(11) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 <u>58,000円</u>

(12) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 53,000円

(13) 2,500キロメートル以上 58,000円

附 則

2 平成30年3月31日までの間における職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年静岡県条例第7号）附則第8項、静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年静岡県条例第8号）附則第7項及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年静岡県条例第9号）附則第7項（以下「改正給与条例附則第8項等」という。）の規定により読み替えられた給与条例第11条の5第2項、教職員給与条例第12条の5第2項及び警察職員給与条例第11条の10第2項に規定する30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額は、26,000円とする。

(12) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円

(13) 2,500キロメートル以上 70,000円

附 則

2 平成30年3月31日までの間における職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年静岡県条例第7号）附則第8項、静岡県教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年静岡県条例第8号）附則第7項及び静岡県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年静岡県条例第9号）附則第7項（以下「改正給与条例附則第8項等」という。）の規定により読み替えられた給与条例第11条の5第2項、教職員給与条例第12条の5第2項及び警察職員給与条例第11条の10第2項に規定する30,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額は、30,000円とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の単身赴任手当に関する規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。